公立保育所新再編整備計画の概要

1 基本方針

- ・ 区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休廃止も視野に入れながら、保育所については、 セーフティーネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間 移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進する。
- ・ 平成25年4月に「公立保育所新再編整備計画」を策定のうえ、平成25年度以降順次着手する。

2 新再編整備計画の基本的な考え方

- (1)民間移管 ← 土地・建物の現況調査・分類を行い、移管条件が整備された保育所を民間移管 対象とし、順次、公表・移管・引継等を行う。
- (2) 統廃合・休廃止 ← 入所率が低迷し、保育需要の増加が見込まれない場合など、周辺の保育所で 児童の受け入れ先確保を条件として、統廃合・休廃止を検討。
- (3)公設置公営 ← セーフティーネット等の観点から機能・役割を分析し、必要な箇所を存置する。

3 移管手法と費用負担について

(1) 現状移管 …… 移管後、一定期間の使用が可能な保育所を対象として、土地を有償で貸付け、 建物を現状のまま譲渡し、民間法人への移管を行う。

(2)建替移管 …… 建築後長年を経過し、老朽化が著しく大規模な改修をしなければ使用が困難な保育所を対象とし、土地は有償貸付とし、建物については民間による建替えとし、民間法人への移管を行う。

4 民間移管にかかる土地・建物の取扱いについて

- (1) 土地について
 - ・ 土地は、有償貸付とする。
 - ・ 土地の賃料は、市場取引価格を基礎にした賃料を設定するのではなく、保育所が定員により算 定される収入で運営されていることから、法人収入を根拠に設定する。
 - ・ 移管実施にあたり、児童の保育の継続性を確保するため、様々な要件を法人に課すこととなる。 法人の実質的な負担軽減と経営の安定を促進し、民間移管への応募を促すためのインセンティ ブとして無償期間の設定(10年間)を行う。
- (2) 建物について (現状移管)
 - ・ 建物は有償譲渡とし不動産評価額とする。

5 移管先法人の選定について

- ・ 学識経験者や保育の専門家等で構成する、「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」を設置する。
- ・ 移管先法人の選定は、入札を導入せず、保育サービスの質を視点として法人の適格性を審査することにより、優良な実績のある移管先法人を選定する。